

京都市訓令甲第25号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)